

第56回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2025年3月24日（月曜日）午前10時
※受付開始時間 午前9時00分

場所

大阪府大阪市福島区福島5丁目6番16号
ホテル阪神大阪 10階
ザ・ボールルーム

※昨年と会場を変更しております。
末尾の「定時株主総会会場ご案内図」
をご参照いただき、お間違えのないよう
お越しください。

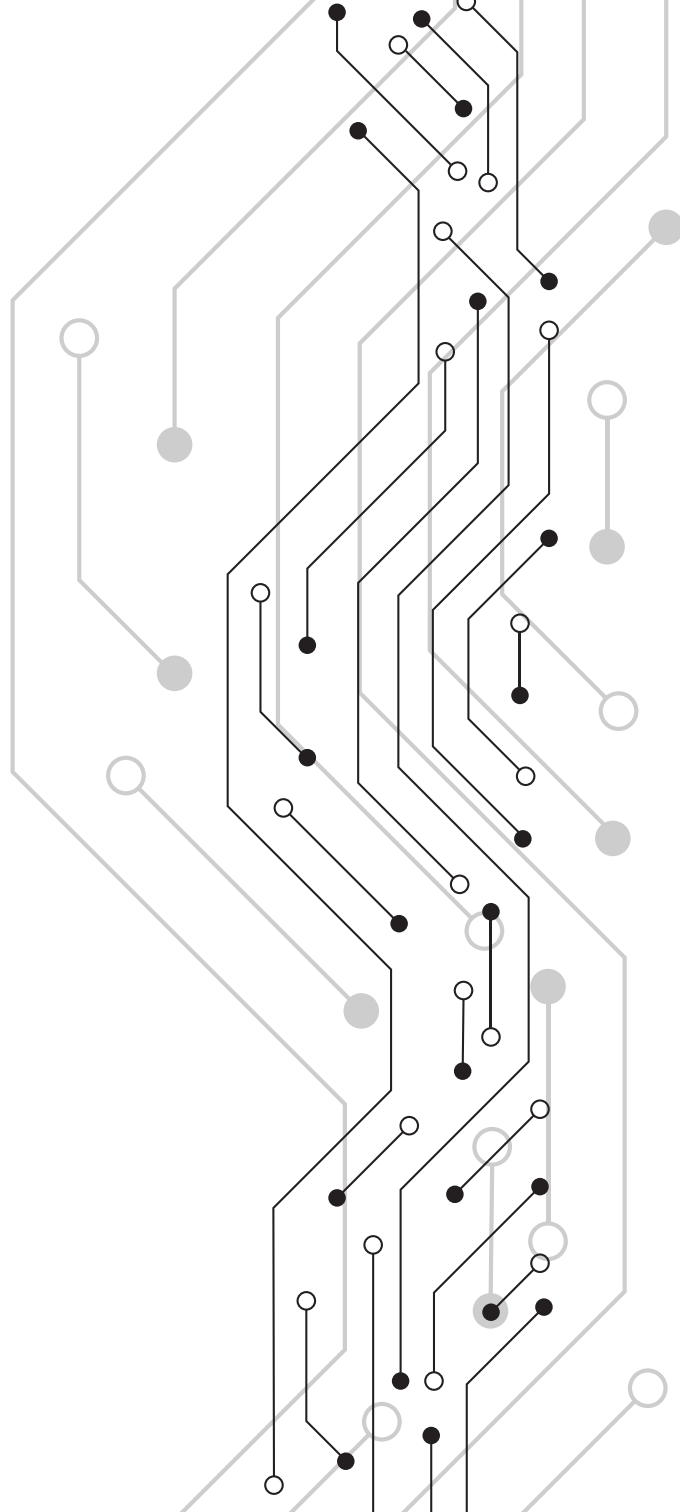
決議事項

- 第1号議案 取締役（監査等委員である
取締役を除く。）4名選任の件
- 第2号議案 補欠の監査等委員である
取締役1名選任の件

メック株式会社



証券コード 4971



(証券コード 4971)
2025年3月3日
(電子提供措置の開始日2025年2月25日)

株 主 各 位

兵庫県尼崎市杭瀬南新町3丁目4番1号
メ ッ ク 株 式 会 社
代表取締役社長 前 田 和 夫

第56回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申しあげます。

さて、当社第56回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第56回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.mec-co.com/ir/general-meeting/>



株主総会資料掲載ウェブサイト <https://d.sokai.jp/4971/teiiji/>



東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記のウェブサイトへアクセスして、当社名または証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等または書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って2025年3月21日（金曜日）午後5時20分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年3月24日（月曜日）午前10時（受付開始時間 午前9時00分）
2. 場 所 大阪府大阪市福島区福島5丁目6番16号
ホテル阪神大阪 10階 ザ・ボールルーム
（昨年と会場を変更しております。末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようお越してください。）

3. 目的事項

- 報告事項 1. 第56期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人および監査等委員会の連結計算
書類監査結果報告の件
2. 第56期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）
計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

第2号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

4. 議決権行使についてのご案内

- (1) インターネット等による議決権行使の場合
インターネット等により議決権を行使される場合には、別添（5頁）の「インターネット等による議決権行使について」をご高覧のうえ、2025年3月21日（金曜日）午後5時20分までに行使してください。
書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数またはパソコンとスマートフォンで重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権としてお取扱いいたします。
- (2) 書面による議決権行使の場合
同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年3月21日（金曜日）午後5時20分までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、各議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- (3) 議決権の不統一行使を行う株主様は、株主総会の日の3日前までに、書面または電磁的方法をもってその旨および理由をご通知ください。

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
 - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。
 - ◎ 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。従って、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会および会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。
 - ①事業報告の「2. 会社の株式に関する事項」「3. 会社の新株予約権等に関する事項」「6. (3)会社の支配に関する基本方針」
 - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ③計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

議決権行使についてのご案内

議決権の行使には以下の3つの方法がございます。

株主総会にご出席になる場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出

日 時

2025年3月24日（月曜日）
午前10時

株主総会にご出席にならない場合

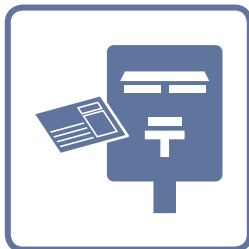


インターネット等による議決権行使の場合
（パソコンまたはスマートフォン）

各議案に対する賛否をご入力
行使方法につきましては、5頁をお読みください。

行使期限

2025年3月21日（金曜日）
午後5時20分入力分まで



議決権行使書用紙を郵送する場合

同封の議決権行使書用紙に
各議案に対する賛否をご表示のうえ投函

行使期限

2025年3月21日（金曜日）
午後5時20分到着分まで

ご注意

1. 当日ご出席の場合は、インターネット等または郵送による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。当日、議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. インターネットに関する費用（接続料金、通信料金等）は、株主様のご負担となります。
3. インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、ご利用いただけない場合があります。

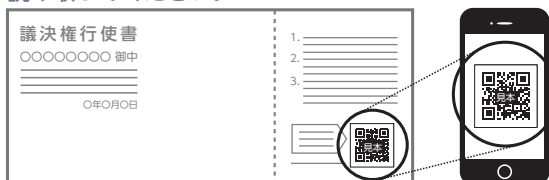
以 上

インターネット等による議決権行使について

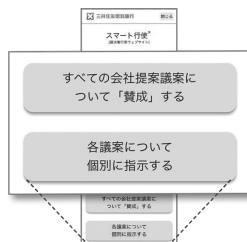
QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが右記の「議決権行使コード・パスワードを入力する方法」により、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

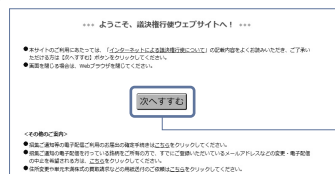
※QRコードを再度読み取っていただくと、右記の議決権行使ウェブサイトへアクセスできます。

※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

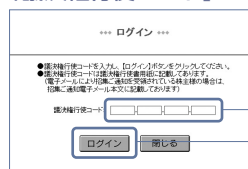
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

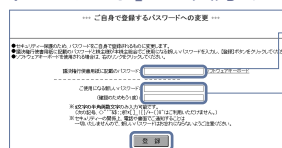
- 2 議決権行使書用紙の裏面左下に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙の裏面左下に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定して下さい。

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00～21:00)

その他のご照会は、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

- 1 証券会社に口座をお持ちの株主様
株主様の口座のある証券会社にお問い合わせください。
- 2 証券会社に口座のない株主様 (特別口座をお持ちの株主様)
三井住友信託銀行 証券代行部
☎ 0120-782-031 (受付時間 9:00～17:00 土日休日を除く)

議決権電子行使プラットフォームのご利用について (機関投資家の皆様へ)

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

株主の皆様へ

株主還元について

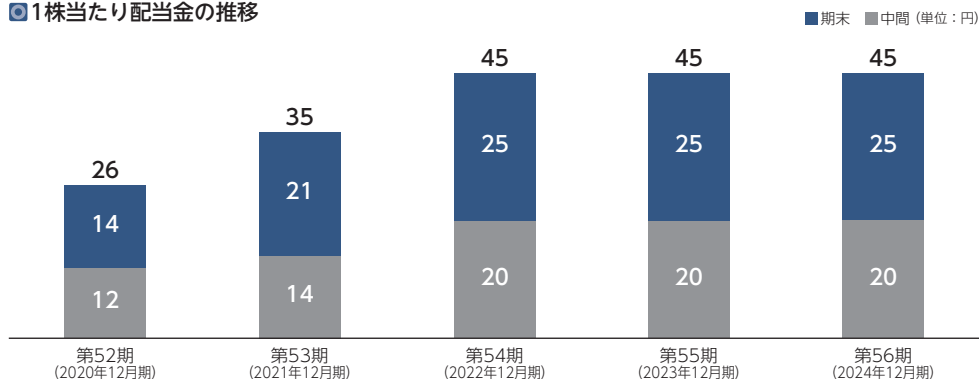
株主還元方針

当社は連結配当性向30%を中期的目標として利益を積極的に株主還元する方針です。

配当の状況

第56期の年間配当金を、第55期と同額の45円とさせていただきました。

1株当たり配当金の推移



株主優待制度のご案内

12月31日現在の株主名簿に記載または記録された株主様を対象に、保有株式数の区分に応じて年に1度、QUOカードを贈呈いたします。発送は毎年3月末頃を予定しております。

保有株式数	優待内容
100株以上1,000株未満	QUOカード 1,000円分
1,000株以上	QUOカード 2,000円分

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、すべての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふりがな 氏 名	当社における地位および担当
1	再任 まえ だ かず お 前 田 和 夫	代表取締役社長 最高経営責任者
2	再任 すみ とも さだ みつ 住 友 貞 光	取締役兼常務執行役員 グローバル経営管理統括
3	新任 たに ぐち てつ や 谷 口 哲 也	常務執行役員経営企画本部長 営業本部管掌
4	新任 社外 独立 る し ん だ ろー ま ん おおた ルシンダ ローマン 太田	—

候補者 番 号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略 歴、 地 位、 担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 の 株 式 数
1	再任 ま え だ か ず お 前 田 和 夫 (1962 年 4 月 15 日)	2000年 1 月 当社入社 2000年 4 月 当社社長室室長 2000年 6 月 当社取締役社長室室長 2001年 4 月 当社常務取締役 2002年 6 月 当社代表取締役社長 2011年 4 月 当社代表取締役社長兼研究開発本部長 2012年 6 月 当社代表取締役社長（現任） 2015年 7 月 当社最高経営責任者（現任） [重要な兼職の状況] MEC TAIWAN COMPANY LTD.代表取締役 MEC EUROPE NV.取締役 MEC SPECIALTY CHEMICAL(THAILAND) CO.,LTD.代表取締役	726,900株
[取締役候補者とした理由] 前田和夫氏は、2002年 6 月に当社の代表取締役社長に就任して以来、取締役会の議長として、取締役会の適切な運営と活性化、コーポレート・ガバナンスの強化等に注力してまいりました。また、最高経営責任者として、長年にわたり強力なリーダーシップと実行力で経営の指揮を執り、当社グループの発展を牽引してまいりました。これらのことから、同氏を適切な人材と判断し引き続き取締役候補者いたしました。			

候補者 番 号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略 歴、 地 位、 担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 の 株 式 数
2	再 任 す み と も さ だ み つ 住 友 貞 光 (1964 年 7 月 9 日)	1988年10月 当社入社 2000年 4 月 MEC EUROPE NV. 出向 2003年10月 当社国際事業センター 課長代理 2006年 1 月 当社国際事業センター 事業推進グループ長 2008年 4 月 MEC FINE CHEMICAL(ZHUHAI)LTD. 出向 同社 副総経理 2012年 4 月 MEC(HONG KONG)LTD. 総経理 MEC FINE CHEMICAL(ZHUHAI)LTD. 総経理 2019年 3 月 当社執行役員 2021年 1 月 当社執行役員事業本部長 2021年 3 月 当社取締役兼常務執行役員事業本部長 2024年 7 月 当社取締役兼常務執行役員グローバル経営管理統括（現任） [重要な兼職の状況] MEC TAIWAN COMPANY LTD.取締役 MEC(HONG KONG)LTD. 代表取締役 MEC FINE CHEMICAL(ZHUHAI)LTD. 代表取締役 MEC CHINA SPECIALTY PRODUCTS(SUZHOU) CO.,LTD.代表取締役 MEC EUROPE NV.取締役 MEC SPECIALTY CHEMICAL(THAILAND) CO.,LTD.代表取締役	20,700株
[取締役候補者とした理由] 住友貞光氏は、当社取締役として、長年にわたる海外子会社の経営経験と海外事業についての幅広い知識を有しており、グローバルな視点での取締役会の議論の活性化に貢献してまいりました。また、2024年7月からは、グローバル経営管理統括として、海外子会社の経営を統括し、当社グループの成長に貢献しております。これらのことから、同氏を適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。			

候補者 番 号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略 歴、 地 位、 担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 の 株 式 数
3	新任 た に め ち て つ や 谷 口 哲 也 (1968 年 3 月 30 日)	1992年 4 月 松下電工株式会社（現 パナソニック株 式会社）入社 2012年 1 月 Panasonic Device Material Europe 社長 2017年 4 月 パナソニック株式会社 電子材料事業部 マーケティング部 部長 2021年 4 月 同社 電子材料事業部 企画センター 所長 2021年12月 当社入社 経営企画本部 戦略企画室 2022年 1 月 当社理事経営企画本部 戦略企画室 2023年 1 月 当社理事社長室長 2023年 3 月 当社執行役員社長室長 2024年 1 月 当社執行役員経営企画本部長 2024年 7 月 当社常務執行役員経営企画本部長 事業 本部管掌 2025年 1 月 当社常務執行役員経営企画本部長 営業 本部管掌（現任） [重要な兼職の状況] 重要な兼職はありません。	600株
[取締役候補者とした理由] 谷口哲也氏は、同業界他社において、海外子会社経営、マーケティング職および経営企画職を歴任し ております。 グローバル職務を通して、電子業界トレンド知識や人脈を有しており、当社入社後は、理事として、 事業本部の体制強化に尽力いたしました。また、2024年 1 月からは、執行役員経営企画本部長とし て、会社の成長戦略策定に大きく貢献し、同年7月からは常務執行役員経営企画本部長 事業本部管 掌として、会社の業務執行を牽引してまいりました。これらのことから、同氏を適切な人材と判断 し、取締役候補者といいたしました。			

候補者 番号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略 歴、 地 位、 担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 の 株 式 数
4	新任 社外 独立 るしんだ ろーまん おおた ルシンダ ローマン 太田 (1958 年 4 月 4 日)	1991年10月 小原法律特許事務所 1993年11月 松下電工株式会社 (現 パナソニック株 式会社) 1996年 3 月 WEIL,GOTSHAL & MANGES, LLP 1997年 1 月 SONNENSCHNEIN NATH & ROSENTHAL 1998年 6 月 CHOATE, HALL & STEWART, LLP 1999年 6 月 LEBOEUF, LAMB, GREENE & MACRAE LLP 2001年 9 月 大江橋法律事務所 Senior Foreign Lawyer 2010年 2 月 大日本住友製菓株式会社 シニア Foreign リーガルカウンセル 2014年 4 月 InScribe Language Consulting 代 表 取締役 (現任) 2016年 3 月 弁護士法人 中央総合法律事務所 (現 任) 同志社大学 法学部 非常勤講師 [重要な兼職の状況] InScribe Language Consulting 代表取締役 弁護士法人中央総合法律事務所	—
[社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要] ルシンダ ローマン 太田氏は、米国弁護士資格を有し (日本での弁護士資格は有していません)、 小規模企業から多国籍企業まで幅広く密接に働いた経験と国際仲裁や内部監査に関する経験もされて おり、コーポレートガバナンスやコンプライアンスの知見も有しております。その経験、見識を活か して、独立した立場から当社グループの経営全般に対して助言を行っていただくことを期待し、独立 社外取締役候補者といいたしました。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. ルシンダ ローマン 太田氏は、独立社外取締役候補者であり、東京証券取引所の定める独立役員と
 して同取引所に届け出ております。
3. 当社は、ルシンダ ローマン 太田氏が選任された場合には同氏との間で以下の内容の責任限定契約
 を締結する予定であります。
 会社法第423条第1項の行為により当社に損害賠償責任を負う場合は、1,000万円または法令が規定
 する額のいずれか高い額を限度として、その責任を負う。

4. 当社は、保険会社との間で、取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該契約を継続し更新する予定であります。各候補者が再任または選任された場合には各氏は当該契約の被保険者となります。なお、当該契約の内容の概要は、事業報告「4. 会社役員に関する事項」の「(2)役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりであります。

監査等委員会の意見

独立社外取締役である監査等委員3名のうち2名は、指名報酬諮問委員会3名のメンバーとなっており、過半数を占めております。取締役の選任・解任に当たっては、指名報酬諮問委員会の選任・解任基準にそって厳格に審査するとともに、監査等委員会においてさらに是非を検討した結果、適任としております。報酬については、業績連動型金銭報酬制度や業績連動型株式報酬制度の実施で、短期・中長期の業績連動のウエイトを高めた透明性の高い制度になっており、個々の実績評価は妥当としております。

(ご参考) 取締役スキルマトリックス（本総会において各候補者が選任された場合）

取締役	企業経営	研究・製造・技術	財務・会計	法務・コンプライアンス	営業・マーケティング	グローバル	サステナビリティ・ESG	人事・労務・人財開発
前 田 和 夫	●				●	●		
住 友 貞 光	●	●			●	●		
谷 口 哲 也	●			●	●	●		
ルシンダ ローマン 太田	●			●		●	●	
高 尾 光 俊	●		●				●	●
橋 本 薫			●	●				●
宮 下 英 二	●		●	●		●		●

第2号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備えて、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、補欠の監査等委員である取締役の選任の効力は、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社の株式数
おくだたかお 奥田孝雄 (1967年9月25日)	1996年4月 大阪弁護士会登録 北浜法律事務所 入所 2002年10月 奥田・木下法律事務所設立、共同代表弁護士 2005年10月 南森町法律事務所へ改称、共同代表弁護士（現任） 2015年5月 当社監査役 2015年6月 当社監査役 退任 2017年6月 株式会社フュートレック 社外取締役 2020年5月 学校法人芦屋学園 理事（非常勤）（現任） 2021年6月 株式会社フュートレック 社外取締役（監査等委員） [重要な兼職の状況] 南森町法律事務所 共同代表弁護士	—

〔補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要〕

奥田孝雄氏は、長年の弁護士としての企業法務に関する経験および豊富な法律知識を有しております。同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に直接関与された経験はありませんが、企業法務に精通しており企業経営を統治する十分な見識を有していることから、企業法務に関する経験および知識を当社の経営の監督・監査に活かすとともに中立的な観点から助言いただけることを期待し、同氏を補欠の監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 奥田孝雄氏は、補欠の独立社外取締役候補者であり、東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしております。
3. 奥田孝雄氏が、社外取締役に就任する場合に締結する予定の責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。
- 会社法第423条第1項の行為により当社に損害賠償責任を負う場合は、1,000万円または法令が規定する額のいずれか高い額を限度として、その責任を負う。
4. 奥田孝雄氏が、社外取締役に就任する場合は、同氏は、当社が継続し更新する予定の会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約の被保険者となります。当該契約の内容の概要は、事業報告「4. 会社役員に関する事項」の「(2)役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりであります。

以 上

事業報告

(2024年1月1日から
2024年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度（2024年1月1日～2024年12月31日）において、わが国経済は、一部足踏み状態は見られるものの緩やかな回復基調にあり、海外経済は、金融引き締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念、米国の政権交代による政策変更の可能性、ロシア・ウクライナ情勢や中東情勢等の高い緊張状態にある地政学リスクのもとで推移しました。

エレクトロニクス業界は、データセンターにおいては生成AI関連がけん引役となり先端分野への投資は堅調さが持続し、従来分野における需要も2024年後半には緩やかに回復基調へと転じる動きが見られました。電装化や自動運転への技術転換が進む車載関連は、地域により大きく濃淡は見られましたが概ね堅調に推移しました。在庫調整が一巡したと見られるパソコンやスマートフォンは緩やかながら回復基調にあるもののその勢いは力強さに欠けました。中長期視点では、通信革命によるデジタル技術進展のメガトレンドは不変であり、それらに向けた投資は継続されると見込まれております。

当社グループの関係市場である電子基板・部品業界は、全般的にはエレクトロニクス業界の影響を受け推移しました。

このような環境のもと、当社グループは、2030年ビジョンの実現に向けた第一期である「Phase 1 中期経営計画（2022年度～2024年度）」を達成するため、「創造と変革」を指針に事業活動に取り組みました。特に、デジタル化やグリーン化に向け社会が変化・変革期にあるなか、高密度電子基板向け製品の開発、販売に注力いたしました。

さらに、2030年に目指すべき企業像に向け、事業の合理性および経営効率を勘案し、販売活動の縮小が続くMEC（HONG KONG）LTD.の解散および清算を決定し、その子会社であるMEC FINE CHEMICAL（ZHUHAI）LTD.の当社完全子会社化を行いました。これらグループ再編に伴う日中両国の税金計上により法人税等が増加しました。

その結果、当連結会計年度の売上高は182億34百万円（前期比42億14百万円、30.1%増）となりました。販売費及び一般管理費は65億39百万円（同7億15百万円、12.3%増）となり、営業利益は45億62百万円（同20億69百万円、83.0%増）、売上高営業利益率は25.0%、前期の17.8%と比較し7.2ポイント改善しました。経常利益は46億82百万円（同19億99百万円、74.5%増）となりました。税金等調整前当期純利益は46億69百万円（同

14億50百万円、45.1%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は22億91百万円(同13百万円、0.6%減)となりました。

売上高の内訳は、薬品売上高は174億78百万円(前期比37億13百万円、27.0%増)、機械売上高は5億79百万円(同4億67百万円、415.0%増)、資材売上高は1億69百万円(同29百万円、21.5%増)、その他売上高は7百万円(同3百万円、112.6%増)となりました。

海外売上高比率は61.7%となり、前期の62.0%と比べ0.3ポイント減少しました。なお、日本国内代理店経由で販売した海外顧客への売上を海外売上高比率に含めた場合は、77.3%となり、前期の77.4%と比べ0.1ポイント減少しました。

売上高については、生成AI関連など先端パッケージ基板向けに製品の需要が堅調に推移したこと、為替の影響や当社が関連する電子機器の生産が回復基調にあることなどの影響を受け、過去最高となりました。営業利益面でも、薬品生産数量の増加やグローバル生産戦略における生産効率の改善等による利益貢献もあり、大幅な増益となりました。しかしながら、グループ再編に伴う日中両国の税金計上により法人税等が増加し、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比で減少しました。

在庫調整局面にあった前期と比較した主要製品の売上動向としましては、全般的にエレクトロニクス業界の影響を受け増加しました。半導体を搭載するパッケージ基板向けに高いシェアを持つ超粗化系密着向上剤「CZシリーズ」は、生成AI関連など先端パッケージ基板向け製品需要の拡大、汎用サーバーやパソコン向け製品の需要において力強さに欠けるものの回復基調にあることなどを受け大きく増加し、ディスプレイ向け「EXEシリーズ」も、関連する電子機器の在庫調整一巡により、当社製品の需要に回復が見られ増加しました。ディスプレイ向け「SFシリーズ」は、関連する電子機器の生産動向を受け増加、多層電子基板向け密着向上剤「V-Bondシリーズ」は、車載基板向けや衛星関連基板向けに堅調に推移しました。

セグメントごとの状況は次のとおりです。

日本では、生成AI関連など最先端パッケージ基板向け製品の需要は拡大基調で推移しました。パソコンに関連する製品の需要は回復の兆しは見られるもののその勢いは力強さに欠けました。従来型サーバーにおいては昨年までの投資抑制が方向転換し、需要は復調に転じました。一方、ディスプレイ向け薬品は関連する電子機器の生産動向を受け当期前半は堅調に推移したものの後半には在庫調整の影響を受け減速しました。日本代理店経由で販売している韓国向けにおいては、メモリー向けパッケージ基板は回復途上にあり、一方、ディスプレイ向け薬品は日本と同様に推移しました。その結果、当連結会計年度の売上高は72億6百万円（前期比16億62百万円、30.0%増）、セグメント利益は34億77百万円（同22億61百万円、185.9%増）となりました。

台湾では、ディスプレイ向け薬品は年後半に減速したものの、先端パッケージ基板の需要増加や従来型サーバーの投資回復、スマートフォンの緩やかな回復によるパッケージ基板の需要により、当連結会計年度の売上高は33億26百万円（前期比7億6百万円、26.9%増）、セグメント利益は4億円（同91百万円、29.7%増）となりました。

香港（香港、珠海）では、スマートフォンや車載に関連する製品の需要が緩やかな回復基調にあり、当連結会計年度の売上高は23億5百万円（前期比5億88百万円、34.3%増）、セグメント利益は3億48百万円（同1億8百万円、45.1%増）となりました。

中国（蘇州）では、スマートフォンに関連する製品需要の回復や当社主要顧客におけるパソコン需要の取り込みにより、当連結会計年度の売上高は35億95百万円（前期比9億24百万円、34.6%増）、セグメント利益は5億円（同1億42百万円、39.7%増）となりました。

欧州では、顧客により需要動向に濃淡が見られるなか、当連結会計年度の売上高は9億89百万円（前期比92百万円、10.4%増）、セグメント利益は66百万円（同6百万円、11.6%増）となりました。

タイでは、電子基板メーカーの東南アジアにおける設備投資が活発化するなか、主に衛星通信やパッケージ基板用途において当社主要顧客における製品需要の拡大が牽引し、当連結会計年度の売上高は8億10百万円（前期比2億40百万円、42.1%増）、セグメント利益は1億1百万円（同95百万円、1,476.1%増）となりました。

キャッシュ・フローに関しては、当連結会計年度末における現金及び現金同等物は前期末にくらべて35億64百万円増加し、102億54百万円となりました。この要因は営業活動によるキャッシュ・フローで42億円得られ、投資活動によるキャッシュ・フローで51百万円得られ、財務活動によるキャッシュ・フローで8億73百万円使用したことによります。

以上の結果、ROEは8.9%となりました。

また、株主の皆様への還元といたしましては、年間配当金を45円とし、連結配当性向は36.8%となっております。

品目別売上高の状況は次のとおりであります。

区 分	第55期（前連結会計年度）		第56期（当連結会計年度）		
	売 上 高 (百万円)	構成比 (%)	売 上 高 (百万円)	構成比 (%)	前期比 (%)
電子基板用向け薬品 電子部品用向け薬品	13,764	98.2	17,478	95.9	127.0
電 子 基 板 用 機 械	112	0.8	579	3.2	515.0
電 子 基 板 用 資 材	139	1.0	169	0.9	121.5
そ の 他	3	0.0	7	0.0	212.6
合 計	14,020	100.0	18,234	100.0	130.1

(注) 構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100.0とはなりません。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施した設備投資の総額は6億99百万円で、その主なものは次のとおりであります。

- ① 当連結会計年度中に完成した主要設備
尼崎事業所 尼崎工場製造設備、研究用設備・実験設備
長岡工場 製造設備
MEC CHINA SPECIALTY PRODUCTS(SUZHOU)CO.,LTD. 製造設備
- ② 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充
北九州工場（仮称） 新工場建設
尼崎事業所 尼崎工場製造設備、研究用設備・実験設備
- ③ 当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、減失
該当事項はありません。

(3) 資金調達の状況

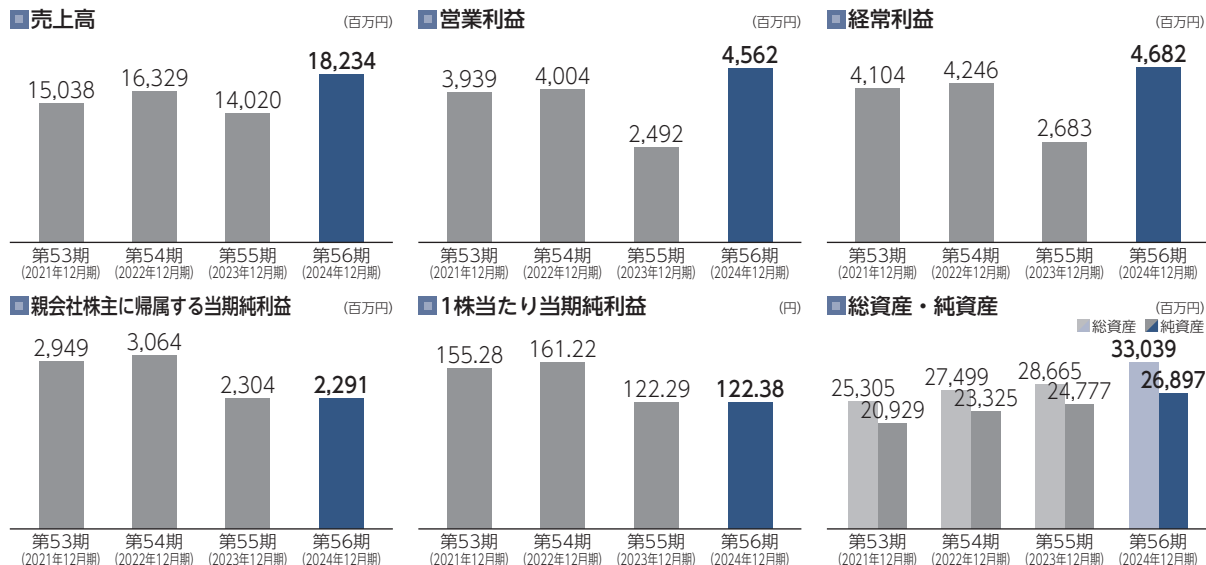
該当事項はありません。

(4) 財産および損益の状況の推移

区 分	第53期 (2021年12月期)	第54期 (2022年12月期)	第55期 (2023年12月期)	第56期 (当連結会計年度) (2024年12月期)
売上高 (百万円)	15,038	16,329	14,020	18,234
営業利益 (百万円)	3,939	4,004	2,492	4,562
経常利益 (百万円)	4,104	4,246	2,683	4,682
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	2,949	3,064	2,304	2,291
1株当たり当期純利益 (円)	155.28	161.22	122.29	122.38
総資産 (百万円)	25,305	27,499	28,665	33,039
純資産 (百万円)	20,929	23,325	24,777	26,897
1株当たり純資産 (円)	1,101.30	1,226.98	1,323.24	1,436.45
ROE (%)	15.4	13.8	9.6	8.9
従業員数 (名)	381	402	419	447

- (注) 1. 1株当たりの指標については、いずれも自己株式数を控除して算出しております。
2. 従業員数は就業員数であり、パートタイマーおよび嘱託社員は含んでおりません。

3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第54期の期首から適用しており、第54期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。



(5) 対処すべき課題

当社グループの主要市場であるエレクトロニクス業界は、AIの多様化、5G等の次世代通信ネットワーク、クルマの電動化・自動化・コネクテッド化やDX（デジタルトランスフォーメーション）・GX（グリーントランスフォーメーション）などの進展等、技術の広がりを背景に技術革新が進んでおり、当社関連市場は拡大すると予測しております。

当社グループは、エレクトロニクス関連の界面処理を核とする技術開発力を最大の特長として、高い付加価値のある製品をグローバルに顧客に提供する研究開発型企业です。市場のニーズに的確に応え、革新的なテクノロジーの実用化に貢献できるようなシーズを生み出し育てるよう、独創的な技術開発力にさらに磨きをかけるとともに、エレクトロニクス業界および関連する業界、参入が可能な事業領域についてのグローバルな動向把握と潜在需要の掘り起こしに努め、高い品質の製品と技術サービスの提供を図ります。また、環境・安全への配慮とワーク・ライフ・バランスの実現等により、事業推進力の強化を図ってまいります。

また、さらなる成長路線を実現すべく、当社グループは、企業価値の源泉である社是「仕事を楽しむ」を掲げ、経営理念「わたしたちは『独創の技術』『信頼の品質』『万全のサービス』を信条に、自由に着想し、グローバルな事業活動を通して界面価値創造を実現することで豊かで潤いのある社会と環境づくりに貢献します。」を基本方針とし、中期経営計画に沿って、次のとおり、各種施策に取り組んでおります。

2030年への指針

「創造と変革」

～「つくる」を変える～

～「うる」を変える～

目指す企業像

- ・ 独創の技術で新たな価値を創造する真のグローバルカンパニーになる
- ・ 研究開発型企业であり続ける
- ・ 独創のAI企業としての顔を持つ

目指す人財像と組織

(人財像)

- ・各自自立自走し、連帯できる人財を目指す
- ・熱意をもち、挑戦を続ける人である
- ・基本的なデジタルリテラシーをもつ

(組織)

- ・役割に応じて優秀な人財の確保を行い、適正に配置し、十分に活躍できる環境を準備するよう最善を尽くす

① 技術・マーケティングならびに生産・ロジスティクスの強化

当社グループの顧客はその大半が電子基板・電子部品メーカーです。技術・マーケティングの強化が製品開発の迅速化にも寄与すると考えております。当社のコア技術をより全面に出したグローバルなマーケティングにより、技術変化への対応や既存技術の応用展開を強化してまいります。また、新規市場への進出、新規事業の創出に取り組んでまいります。

生産・ロジスティクスに関しましては、「優れた人財」「グローバル生産ネットワークの拡充」「高度な品質・化学物質管理」「SDGs観点での取り組み」による強みのシナジーで圧倒的な優位性を発揮すべくグローバル生産戦略を構築し、安定した調達、生産、供給体制の確立に努めてまいります。

② 経営戦略と人事戦略の連動

競争力があり、社会に価値を生み出し続ける企業であるためには人財が非常に重要であると認識しております。人的資本基本方針を定め、短期・中期・長期の視点で、経営に資する人的価値の創出を図ってまいります。

③ ESGの推進

E：Environment環境、S：Social社会、G：Governance企業統治の頭文字からなるESG戦略は、会社事業の礎となるものです。

当社グループは、2030年ビジョンのもと、事業活動を通して界面価値創造を実現することで豊かで潤いのある社会と環境づくりに貢献するために、事業運営にとって大切な6つのCSRマテリアリティ（重要課題）を策定し、事業に関わるSDGsからの観点を見据

えながら進めております。6つの重要課題「未来を切り拓く研究開発」、「適正な調達、生産、物流」、「環境保全」、「品質と安全」、「多様な人財の活用」、「経営基盤の強化」の取り組みの成果がお客様の利益や生産性向上にもつながっていくと考えています。

さらには、気候関連問題を重要な経営課題と位置づけ、気候変動を含めた環境対応への取り組みをより強化してまいります。

当社は化学薬品事業会社として、これらマテリアリティに対する取り組みを通じ、着実にESGを推進し、社会と産業全体、お客様の持続可能な発展に寄与してまいります。

当社グループは、これらの課題を克服することにより、オンリーワンまたはナンバーワンの領域を複数保有する地位の獲得を目標とし、継続的に高い成長を実現し続けるべく全力を尽くしてまいります。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
MEC TAIWAN COMPANY LTD.	200,000千NT\$	100 %	電子基板・部品資材事業
MEC (HONG KONG) LTD.(※1)	4,500千HK\$	100 %	電子基板・部品資材事業
MEC FINE CHEMICAL (ZHUHAI) LTD.	8,000千HK\$	100 % (※2)	電子基板・部品資材事業
MEC CHINA SPECIALTY PRODUCTS (SUZHOU) CO.,LTD.	4,000千US\$	100 %	電子基板・部品資材事業
MEC EUROPE NV.	1,000千EUR	100 %	電子基板・部品資材事業
MEC SPECIALTY CHEMICAL (THAILAND) CO.,LTD.	215,000千THB	100 % (※3)	電子基板・部品資材事業

(※1) 当社取締役会は、2024年10月22日、同社を解散する決議をしており、現地の法令に従い必要な手続きが完了次第、清算終了となる予定です。

(※2) 従前、MEC (HONG KONG) LTD.が同社の株式を100%保有していましたが、当社取締役会は、2024年10月22日、全株式をMEC (HONG KONG) LTD.から取得する決議をし、同年12月に同社を当社の完全子会社としております。

(※3) MEC TAIWAN COMPANY LTD.が0.009%出資しております。

(7) 主要な事業内容（2024年12月31日現在）

当社グループは、電子基板・部品資材事業を主業務としており、各製商品分類、主要製商品は以下のとおりであります。

製商品分類		主要製商品
製 品	電子基板用向け薬品 電子部品用向け薬品	密着向上剤 エッチング剤 その他表面処理剤
	電子基板用機械	薬品処理機械 各種前後処理機械
商 品	電子基板用資材	銅箔 ドライフィルム
そ の 他		機械修理

(8) 主要な営業所および工場（2024年12月31日現在）

名 称	所 在 地
メック株式会社：本社・研究所・尼崎工場	兵庫県尼崎市
メック株式会社：東初島事業所	兵庫県尼崎市
メック株式会社：長岡工場	新潟県長岡市
メック株式会社：東京営業所	東京都立川市
MEC TAIWAN COMPANY LTD.：本社・工場	台湾 桃園市
MEC (HONG KONG) LTD.：本社	香港 九龍地区
MEC FINE CHEMICAL (ZHUHAI) LTD.：本社・工場	中国 珠海市
MEC CHINA SPECIALTY PRODUCTS (SUZHOU) CO.,LTD.：本社・工場	中国 蘇州市
MEC EUROPE NV.：本社・工場	ベルギー ゲント
MEC SPECIALTY CHEMICAL (THAILAND) CO.,LTD.：本社・工場	タイ アユタヤ

(9) 従業員の状況 (2024年12月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
447名	28名増

(注) 従業員数は就業員数であり、パートタイマーおよび嘱託社員は含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
244名 (男性170名) (女性74名)	15名増	41.2歳	11.9年

(注) 従業員数は就業員数であり、パートタイマーおよび嘱託社員は含んでおりません。

(10) 主要な借入先 (2024年12月31日現在)

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2024年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 80,000,000株
(2) 発行済株式の総数 20,071,093株（自己株式1,181,912株含む）
(3) 株主数 12,508名
(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	3,075,329株	16.28%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,351,600株	12.44%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	1,540,809株	8.15%
株式会社マエダホールディングス	1,199,000株	6.34%
前田和夫	726,900株	3.84%
前田耕作	555,304株	2.93%
メック取引先持株会	551,400株	2.91%
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	534,641株	2.83%
野村信託銀行株式会社（投信口）	526,900株	2.78%
住友生命保険相互会社	402,800株	2.13%

（注） 1. 当社は、自己株式を1,181,912株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2024年12月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	前 田 和 夫	最高経営責任者 MEC TAIWAN COMPANY LTD.代表取締役 MEC EUROPE NV.取締役 MEC SPECIALTY CHEMICAL (THAILAND) CO.,LTD. 代表取締役
取 締 役	中 川 登 志 子	最高財務責任者 常務執行役員 MEC TAIWAN COMPANY LTD.取締役 MEC (HONG KONG) LTD.取締役 MEC FINE CHEMICAL (ZHUHAI) LTD.取締役 MEC CHINA SPECIALTY PRODUCTS (SUZHOU) CO.,LTD.取締役 MEC EUROPE NV.取締役 MEC SPECIALTY CHEMICAL (THAILAND) CO.,LTD. 代表取締役
取 締 役	住 友 貞 光	常務執行役員 グローバル経営管理統括 MEC TAIWAN COMPANY LTD.取締役 MEC (HONG KONG) LTD.代表取締役 MEC FINE CHEMICAL (ZHUHAI) LTD.代表取締役 MEC CHINA SPECIALTY PRODUCTS (SUZHOU) CO.,LTD.代表取締役 MEC EUROPE NV.取締役 MEC SPECIALTY CHEMICAL (THAILAND) CO.,LTD. 代表取締役
取 締 役	北 條 俊 彦	株式会社経世済民カンパニー 代表取締役
取締役（監査等委員）	高 尾 光 俊	テクノプロ・ホールディングス株式会社 社外取締役
取締役（監査等委員）	橋 本 薫	尾家産業株式会社 社外監査役 類法律会計事務所 代表弁護士・公認会計士 公益社団法人JEO・子どもに均等な機会を 理事
取締役（監査等委員）	宮 下 英 二	—

- (注) 1. 取締役北條俊彦氏ならびに取締役（監査等委員）高尾光俊氏、橋本 薫氏および宮下英二氏は、独立社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
社外取締役 4 名で構成される独立役員会議を毎月開催しております。
2. 取締役（監査等委員）高尾光俊氏および宮下英二氏は他社における財務経理部門での長年の経験により、取締役（監査等委員）橋本 薫氏は公認会計士の資格を有しており、それぞれ財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 監査等委員会は、選定監査等委員の仕組みを活用して年間の役割分担を定め、内部監査室とともにすべての事業所を往査する等で監査品質を維持するとともに、独立社外取締役として、取締役会等に加え指名報酬諮問委員会・ESG委員会の委員にも就任し、監督の付託に応えるよう努めております。
毎月開催される監査等委員会には、オブザーバーとして監査等委員でない社外取締役と内部監査室も出席し情報共有と意見交換を行っております。
また監査等委員のうち 1 名は、適時適切に職務対処ができるよう人選をしており、監査等委員会事務局を監査等委員会直属として配置しております。そのため、当社は常勤の監査等委員を選定しておりません。
4. 2024年 3 月19日開催の第55回定時株主総会終結の時をもって、取締役（監査等委員）林 光雄氏は任期満了により退任いたしました。
5. 当社と北條俊彦氏、高尾光俊氏、橋本 薫氏および宮下英二氏は、会社法第427条第 1 項の規定に基づき、同法第423条第 1 項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、4 氏ともに1,000万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は保険会社との間で会社法第430条の 3 第 1 項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、当該保険契約により被保険者が負担することになる、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害を填補することとしております。ただし、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は填補されない等、一定の免責事由があります。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社および当社子会社の取締役、監査役、執行役員および管理職従業員であり、すべての被保険者について、その保険料を特約部分も含めて全額当社が負担しております。

(3) 当事業年度に係る取締役の報酬等

- ① 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、独立社外取締役が過半数で構成される指名報酬諮問委員会の答申を経て、2021年2月17日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

a.基本方針

当社の取締役の報酬は、以下の基本方針としております。

- (1)経営理念の実現に資するものであること
- (2)透明性、公正性および合理性を備えた設計であること
- (3)当社の中長期経営戦略を反映し、短期志向への偏重や不正を抑制する仕組みが組み込まれた設計であること
- (4)優秀な人材を確保・維持できる金額水準および設計であること

この基本方針に則り、執行役員を兼ねる取締役の報酬は、固定金銭報酬および単年度業績連動型金銭報酬、中長期業績連動型株式報酬および固定株式報酬により構成し、執行役員を兼ねない取締役の報酬は固定金銭報酬のみとしております。

b.固定金銭報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の基本報酬である固定金銭報酬は、毎月払いの定時定額報酬とし、役位、職責に応じて世間水準、経営成績および従業員給与との均衡を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

c.業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の業績連動報酬等は、単年度業績連動型金銭報酬および中長期業績連動型株式報酬としております。

単年度業績連動型金銭報酬は、単年度の業績指標に基づいて支給月数を決定し、その支給月数に応じて役位毎の基礎金額から報酬額を算定するものとしております。

中長期業績連動型株式報酬は、中期経営計画で定める業績指標の目標達成率に基づいて評価を決定し、その評価に応じて役位毎の基礎金額から報酬額を算定し、報酬額相当の株式ポイントを付与するものとしております。

業績連動型金銭報酬の支払いは当該事業年度に関する定時株主総会終結後3ヶ月以内に支払うものとし、中長期業績連動型株式報酬は取締役退任後2ヶ月以内に株式ポイント相当分の当社株式を交付するものとしております。

当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の非金銭報酬は、中長期業績連動型株式報酬および固定株式報酬であります。

中長期業績連動型株式報酬は、上述のとおりであります。

固定株式報酬は役位毎に決められた報酬額相当の株式ポイントを付与するものとしております。

固定株式報酬は、取締役退任後2ヶ月以内に株式ポイント相当分の当社株式を交付するものとしております。

d.金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

執行役員を兼ねる取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模の企業や世間水準をベンチマークとした報酬割合としております。

e.取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、指名報酬諮問委員会の審議・答申、監査等委員会の意見を踏まえて役位別に報酬額を規程で定め、その規程に基づいて算出した報酬額を取締役会で決定するものとしております。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬等の限度額は、2022年3月23日開催の第53回定時株主総会において、年額300百万円以内（うち社外取締役分50百万円以内。なお、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は4名（うち社外取締役1名）であります。

監査等委員である取締役の金銭報酬等の限度額は、2016年6月21日開催の第47回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名であります。

上記の報酬限度額とは別枠で、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対し、中長期業績連動型株式報酬制度および固定株式報酬制度を導入しております。中長期業績連動型株式報酬制度および固定株式報酬制度の報酬限度額は、2022年3月23日開催の第53回定時株主総会において、中長期業績連動型株式報酬制度は年額53百万円以内、固定株式報酬制度は年額17百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の員数は3名であります。

(4) 取締役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち独立社外取締役）	165 (8)	101 (8)	50 (一)	12 (一)	4 (1)
取締役（監査等委員） （うち独立社外取締役）	31 (31)	31 (31)	— (一)	— (一)	4 (4)
合 計	196	133	50	12	8

- (注) 1. 独立社外取締役の報酬は、月額定額報酬としております。
2. 業績連動報酬等は、単年度業績連動型金銭報酬であります。
3. 非金銭報酬等は、中長期業績連動型株式報酬および固定株式報酬であります。
4. 単年度業績連動型金銭報酬に係る指標は当該事業年度の連結営業利益額、中長期業績連動型株式報酬に係る指標は連結ROE、連結営業利益率、連結売上高であります。当該指標を選択した理由は、中期経営計画で中長期的な目標指標として掲げているからであります。なお、当事業年度における業績連動型金銭報酬に係る指標の実績は、連結営業利益4,562百万円でした。また、業績連動型株式報酬に係る指標の実績は、連結ROE8.9%、連結営業利益率25.0%、連結売上高18,234百万円でした。

(5) 社外役員に関する事項

① 独立性がない場合の判断基準の制定

独立性がない場合の厳格な判断基準を以下のとおり制定しております。これに照らして社外役員は、全員独立性を有しております。

a 議決権を5%以上保有している当社の大株主であるか大株主である組織において、勤務経験がある。

b 当社のメインバンクもしくは主要な借入先において、勤務経験がある。

c 当社の主要な取引先もしくは当社を主要な取引先とする組織において、勤務経験がある。

d 当社の監査法人や弁護士事務所、主幹事証券において、勤務経験がある。

e 当社から役員報酬以外にコンサルティング報酬や弁護士報酬、税理士報酬などの報酬を得ている実績がある。

f aからeの該当期間は、現時点から遡り5年以内とする。

g 次のイおよびロのいずれかに掲げる者の近親者である。

イ aからfまでに掲げる者。

ロ 当社または子会社、関連会社の業務執行者や非業務執行者、従業員。

② 重要な兼職先と当社との関係

すべての役員の役員兼任ルールとして、非業務執行役員は当社を含め原則4社以内、業務執行役員は当社を含め原則2社以内としております。兼職のある役員は下記のとおりです。

区 分	氏 名	重 要 な 兼 職 の 状 況	当 社 と の 関 係
独立社外取締役	北 條 俊 彦	株式会社経世済民カンパニー 代表取締役	特別の関係なし
独立社外取締役 (監査等委員)	高 尾 光 俊	テクノプロ・ホールディングス株式会社 社外取締役	特別の関係なし
独立社外取締役 (監査等委員)	橋 本 薫	尾家産業株式会社 社外監査役 類法律会計事務所 代表弁護士・公認会計士 公益社団法人JEO・子どもに均等な機会を 理事	特別の関係なし

- ③ 当事業年度における主な活動状況および期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役の取締役会出席率および監査等委員である社外取締役の監査等委員会出席率
率は85%以上を求めていることとしております。

区 分	氏 名	主な活動状況および期待される役割に関して行った職務の概要
独立社外取締役	北 條 俊 彦	当事業年度に開催された17回の取締役会すべてに出席し、さらに17回開催された監査等委員会にもオブザーバーとしてすべて出席しております。 企業経営者としての豊富な知識および海外事業経営に関する深い見識から、経営全般に対して監督、提言等をしております。 また、ESG委員会委員として、当事業年度に開催された4回のESG委員会すべてに出席し、サステナビリティの推進やコーポレート・ガバナンスの充実等に資する提言を積極的に行っております。 これらにより、独立した客観的立場から経営の意思決定の妥当性および適正性を確保するための監督、提言等を行っていただくという、当社が期待する役割を果たしております。
独立社外取締役 (監査等委員)	高 尾 光 俊	当事業年度に開催された17回の取締役会、17回の監査等委員会すべてに出席しております。 監査等委員長として委員会の運営にあたるほか、経理・財務に関する専門的な知識をはじめとする管理業務全般の知識と、他社の経営者として培われた豊富な見識から、幅広い経営課題への指摘や提言、監査、監督等を積極的に行っております。 また、指名報酬諮問委員会委員およびESG委員会委員として、当事業年度に開催された6回の指名報酬諮問委員会、4回のESG委員会すべてに出席し、役員報酬やサステナビリティの推進、コーポレート・ガバナンスの充実等に関する課題について積極的に提言しております。 これらにより、当社の経営や業務執行、ガバナンスの持続的改善に対する適切な助言や監査、監督等を行っていただくという、当社が期待する役割を果たしております。
独立社外取締役 (監査等委員)	橋 本 薫	当事業年度に開催された17回の取締役会、17回の監査等委員会すべてに出席しております。 弁護士および公認会計士として培われた専門的な知識で、法務・会計の視点から積極的に提言や監査、監督をしております。 また、指名報酬諮問委員会委員およびESG委員会委員として、当事業年度に開催された6回の指名報酬諮問委員会、4回のESG委員会すべてに出席し、役員報酬やサステナビリティの推進、コーポレート・ガバナンスの充実等に関する課題について積極的に提言しております。 これらにより、法務、会計の視点から当社の職務執行に対して助言や監査、監督等を行っていただくという、当社が期待する役割を果たしております。

区 分	氏 名	主な活動状況および期待される役割に関して行った職務の概要
独立社外取締役 (監 査 等 委 員)	宮 下 英 二	2024年3月19日に就任以降、当事業年度に開催された13回の取締役会、13回の監査等委員会すべてに出席しております。 他社における豊富な企業経営経験と財務・会計に関する深い知見から、積極的に提言や監査、監督をしております。 また、ESG委員会委員として、当事業年度に開催された4回のESG委員会すべてに出席し、サステナビリティの推進、コーポレート・ガバナンスの充実等に関する課題について積極的に提言しております。 これらにより、独立した客観的な立場から当社グループの経営全般に関して助言や監査、監督等を行っていただくという、当社が期待する役割を果たしております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 会計監査人の報酬等の額

区 分	報 酬 等 の 額
当社が支払うべき報酬等の額	35百万円
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	35百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の当社が支払うべき報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、取締役、社内関係部署および会計監査人から必要資料を入手し、報告を受けただえで、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況および報酬見積りの算定根拠などを確認し、適切性、妥当性を判断した結果、会計監査人の報酬等の額について同意の判断を行っております。
3. 当社子会社のうち、MEC EUROPE NV.、MEC(HONG KONG)LTD.およびMEC SPECIALTY CHEMICAL (THAILAND) CO.,LTD.の計算関係書類の監査は、当社の会計監査人のネットワーク以外の監査法人の監査を受けております。その他の子会社の監査費用として、当社会計監査人と同一のデロイトトウシュトーマツのネットワークの会計監査人に対して支払うべき金額の総額は、19百万円であります。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、あらかじめ会計監査人の選定基準・評価基準を定め、独立性と専門性を確認し、内部監査室長を委員長とする検討委員会の答申を受けて、会計監査人の選定を行う方針としております。

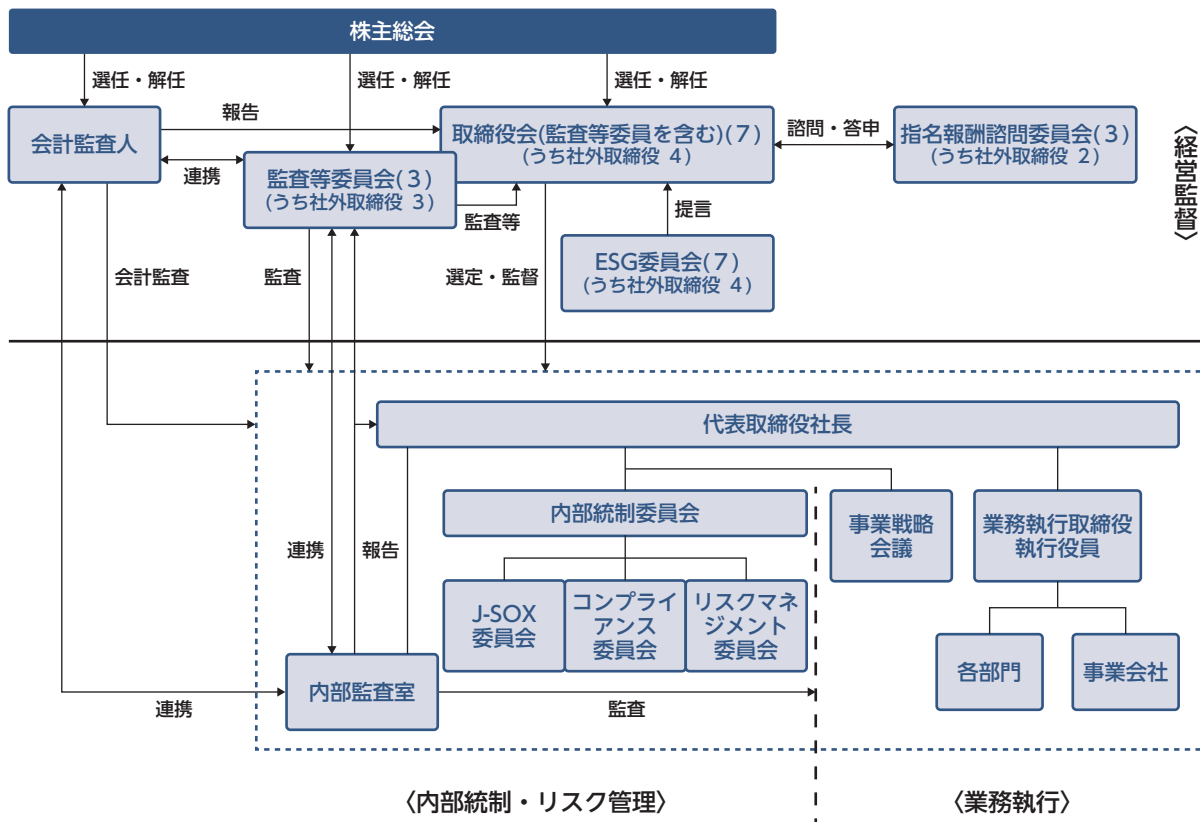
また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査等委員全員の同意に基づき、監査等委員会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 会社の体制および方針

[グループコーポレート・ガバナンスの状況]



(1) 当社とその子会社および関連会社（以下、「メックグループ」という。）の業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① メックグループの取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- (i) メックグループの内部統制・コンプライアンス体制の基本として、メックグループ企業行動憲章・企業行動規範およびメックグループ内部統制・内部監査・J-SOX規程、コンプライアンス規程を定める。社長を委員長とする内部統制委員会とその下部組織であるコンプライアンス委員会を設置し、内部統制システムの構築・維持・向上を推進するとともに、必要に応じて、関連規則・ガイドラインの策定、従業員教育を実施する。
 - (ii) 取締役は、メックグループにおいて重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査等委員会および他の取締役に報告する。
 - (iii) 適正かつ効率的な業務の遂行と内部統制体制が不正を未然に防止する体制となっているか、その整備運用状況の監査を行うことを目的に、内部監査部門である内部監査室を設置する。
内部監査室は、年間計画に従って内部監査を実施し、その監査結果を監査等委員会、取締役等に報告する。
 - (iv) 法令違反、就業規則等社内規程に違反する行為、セクシュアル・ハラスメント等非人道的な行為などの事実をメックグループ内部通報制度として、社外取締役の中から1名と内部監査室長、社外の弁護士等を直接の受領者とする内部通報システムを整備する。また内部通報者等が通報および調査に協力したことで不利益な取り扱いとならないよう徹底する。
 - (v) 監査等委員会は、会社の法令遵守体制および内部通報システムの運用に問題があると認めるときは、代表取締役社長に意見を述べるとともに、改善策の策定を求める。
 - (vi) 監査等委員会は監査等委員でない社外取締役および内部監査室に対し、原則として毎月1回開催の監査等委員会にオブザーバーとしての出席を要請することにより会合を持ち、監査結果等について報告するとともに、意見交換をする。
 - (vii) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは決して関わりを持たず、必要であれば警察関係行政機関や顧問弁護士等と連携し、適切な措置を講じる。
- ② メックグループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (i) メックグループの取締役の職務の執行が経営の基本方針に基づき効率的に行われることを確保するため、取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。会社の事業戦略に関わる重要事項については、取締役および執行役員等で構

成する毎月1回開催の事業戦略会議ならびに管理職で構成する毎年2回開催の全社方針会議において議論し、周知徹底を図る。

- (ii) 取締役の職務の執行に対する監督機能を高める等のため、取締役会における社外取締役の員数が過半数もしくは半数となるよう選任をする。一方で執行役員制度の充実も進め、監督と執行の分離を図っていく。
- (iii) 社外取締役が過半数の「指名報酬諮問委員会」と「ESG委員会」を設置し、取締役会に対し多面的な検討をした候補者推薦や多くの提言を行う。
- (iv) 社外取締役は、社長をはじめとする取締役、経営幹部と原則として年に2回の会合を持ち、意見および情報の交換をする。
- (v) 取締役会が決定する業務執行を効率的に行うため諸規程を置き、業務ごとの責任者・決裁権限・執行手続きの詳細を定める。

③ メックグループの取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (i) 取締役会等重要会議の議事録および稟議書等の決裁書類の作成・保存・管理に関する事項を諸規程に定め、これらに則って業務処理を行うこと。
- (ii) 情報セキュリティ管理規程等の諸規程により、個人情報を含む情報資産の保護に取り組み、定期的に、全役職員に対して情報セキュリティに関する研修を行う。

④ メックグループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (i) 当社事業活動遂行上の主要なリスクとして、イ. 法令・定款違反リスク、ロ. 品質リスク、ハ. 環境リスク、ニ. 個人情報保護・特定個人情報保護リスク、ホ. 情報漏洩・情報セキュリティリスク、ヘ. 災害リスク、ト. サプライチェーンリスク等の事項を認識し、その把握と管理を行うための社内体制を整備する。
- (ii) リスク管理の基本体制として、社長を委員長とする内部統制委員会の下部組織であるリスクマネジメント委員会を設置し、メックグループリスク管理規程および関連規程を整備して、個々のリスクごとの管理責任体制を確立する。
- (iii) 事業継続のための事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）を策定し、不測の事態が生じたときは、社長を本部長とする対策本部を設置し、必要により外部専門家等の支援も得て迅速に対応し、損害の未然防止、最小化対策を実施する。

- ⑤ グループ各社における業務の適正を確保するための体制
- (i) グループ各社における業務の適正を確保するため、メックグループとしての経営理念・社是・企業行動憲章をはじめとする諸規程を整備し、グループ各社は関連規程、関連規則・ガイドラインの策定、従業員教育を実施する。
 - (ii) グループ各社の経営管理のために関係会社管理規程を定め、これに基づきグループ各社は決裁・報告をすることとし、重要な事項に関しては当社取締役会決議によって、グループ各社の経営管理を行う。
また、事業本部をはじめ、国内各業務部門がそれぞれの業務分野についてグループ各社の業務部門を統括し、連携・協働する。
 - (iii) 取締役は、グループ各社において法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、直ちに監査等委員会および他の取締役に報告する。
 - (iv) グループ各社は、当社からの経営管理・経営指導内容に法令違反その他コンプライアンス上問題があると認めるときは、監査等委員会および内部監査室に報告し、監査等委員会および内部監査室は、代表取締役社長に意見を述べ、または改善策の策定を求める。
 - (v) メックグループの監査・内部統制の充実を図るため、監査等委員会と内部監査室はともに国内外の全事業所・全部門を監査する方針としている。グループ会計監査人のみならず海外グループ各社の監査に当たっては、現地会計監査人等とも情報交換を実施する。
- ⑥ メックグループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制
- (i) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）および従業員が監査等委員会に報告すべき事項および時期については、諸規程に基づき、取締役（監査等委員である取締役を除く。）および従業員は、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について監査等委員会に都度報告する。また、上記の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けないよう徹底する。
 - (ii) 前項に拘わらず、監査等委員会は、いつでも必要に応じて、取締役（監査等委員である取締役を除く。）および従業員に対して報告を求めることができる。

- ⑦ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (i) 監査等委員会と内部監査室は、会計監査人と原則として年間４回の会合を持ち、意見および情報の交換を行い、連携と相互牽制を図る。
 - (ii) 監査等委員会は、監査の実施に当たり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士その他の外部専門家を独自に起用することができる。監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還については、監査等委員の請求に基づき適切に処理をする。
- ⑧ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人（補助使用人）を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査等委員会の補助に関する規程を設け、監査等委員会から要請があった場合の補助使用人の任命等の手続きを定める。
- 補助使用人の属する事務局は、監査等委員会の補助に関する規程の定めるところにより、監査等委員会に設ける。
- ⑨ 補助使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項
- 取締役会は、補助使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保するため、その人事（異動、報酬等）については、監査等委員会の同意を得たうえで決定することとする。補助使用人は、監査等委員より監査業務に必要な命令を受けた場合は、その命令に関して取締役（監査等委員である取締役を除く。）、使用人の指揮命令を受けない。

(2) メックグループの業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① 法令および定款に適合することの確保に関する運用状況
- (i) 全取締役が出席する内部統制委員会を２回、コンプライアンス委員会を半年に１回計２回開催いたしました。いずれにおいても、開示すべき重要な不備に該当する指摘はありませんでした。
- 内部監査室は監査等委員会と協議した年間監査計画を取締役に報告し、内部監査の結果を都度監査等委員会、取締役会等に報告しております。

- (ii) メックグループとしてのグローバル内部通報制度を運用し、内部通報システムの一層の充実を図りました。内部通報システムの運用状況は内部統制委員会にて報告いたしました。
 - (iii) 監査等委員でない社外取締役と内部監査室長は、原則月1回開催される監査等委員会にオブザーバーとして出席し、監査等委員である取締役と有効な意見交換をしております。
 - (iv) メックグループの経営方針および企業行動規範の周知・徹底を図り、良き企業市民としての行動ができるよう、新たに入社した従業員（契約・派遣も含む）には『労務・倫理ガイドライン』によるコンプライアンス教育の周知・徹底を行っております。
 - (v) メックグループの経営理念、中期経営計画等の経営方針を、共通価値観を持って捉え行動できるようグループ各社の取締役・執行役員および使用人に周知・教育を実施し、浸透を図っております。
 - (vi) 全社のコンプライアンス状況の把握を目的とし、モニタリング調査を定期的を実施し、コンプライアンス委員会に報告しております。
- ② 取締役の職務執行が効率的に行われることの運用状況
- (i) 当事業年度に取締役会を17回開催し、海外危機管理対応、海外子会社案件、設備投資、コーポレート・ガバナンスの充実等について活発な議論と審議を行いました。
 - (ii) 指名報酬諮問委員会を6回、ESG委員会を4回開催し、取締役候補者の選定の審議、役員報酬、サステナビリティ関連、組織体制等の案件を中心に有効な提言を取締役会に行いました。
 - (iii) 社外取締役と社長・経営幹部とで年2回の意見交換会を実施し、経営の基本にかかわるテーマを中心に活発な議論をいたしております。
 - (iv) 重要な業務執行の決定を代表取締役社長に委任するとともに適正な職務執行権限委譲を実施し、迅速な職務執行に資するようにいたしております。
- ③ 情報の保存および管理に関する運用状況
- 当社は、株主総会議事録、取締役会議事録および計算書類等について、法令の定めにより保存期間を設定し、適切に保存しております。

④ リスク管理に関する運用状況

当社は薬品を扱う業種のため、特に安全や化学薬品のリスクアセスに重点を置いて取り組んでおります。また、経営リスクに関しても年度ごとに見直し、年2回の全社方針会議において検証を行っております。さらに、リスクマネジメント委員会において、情報の共有と不備の洗い出しを実施・確認しております。

⑤ グループ各社の業務の適正を確保するための運用状況

監査等委員と内部監査室はグループ各社を監査し、現地会計監査人との情報交換を実施いたしました。

⑥ 監査等委員会の監査に関する運用状況

(i) 監査等委員は、事業戦略会議、全社方針会議等の重要な協議の場に参加し、往査結果と合わせ内部統制システムの整備・運用状況を確認しております。

(ii) 監査等委員会は、当事業年度に会計監査人と6回、内部監査室と16回の意見および情報交換会を実施し、経理部門との打ち合わせ会にも出席しました。監査等委員会は、会計監査人との打ち合わせ内容を取締役会に都度報告しております。

<ご参考>

コーポレートガバナンス・コードに関する主な取組み

① 招集通知の早期開示および議決権の電子行使

当社は、株主総会における議決権をはじめとする株主の皆様の権利が実質的に確保されるよう努めております。

株主の皆様が議決権行使するための十分な検討期間を設けられるように、招集通知を株主総会開催日の4週間前にウェブサイトにて電子開示を行い、正確な情報の迅速かつ公平な提供に努めております。

また、株主の皆様の利便性も考慮し、議決権の電子行使を導入しております。さらに、機関投資家の皆様向けに、株式会社ICJが運営する議決権行使プラットフォームに参加しております。

② 株式報酬制度の導入

当社は、株主の皆様と一層の価値の共有を図るため、また当社の中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献のため、取締役および執行役員向け株式報酬制度を導入しております。

③ 取締役会および監査等委員会評価

取締役会および監査等委員会の実効性を確保するため、取締役会および監査等委員会評価を実施いたしました。

取締役会評価は、全取締役を対象に自己評価を実施し、その結果を以降の取締役会運営改善・内容の向上に活かし、実効性を確保しております。

監査等委員会評価は、監査、監督に係る選択項目について監査等委員の自己評価および独立社外取締役（監査等委員を除く。）と内部監査室長による外部評価を実施しております。

④ サステナビリティについての取り組み

当社は、サステナビリティについての取り組みを当社ホームページで公開しております。

<https://www.mec-co.com/sustainability/>

⑤ TCFD提言に沿った情報開示

当社は、TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）提言への賛同を表明し、TCFD提言に沿った情報開示を行っております。

<https://www.mec-co.com/sustainability/esg/environment/tcfd/tcfd.php>

(3) 会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の考え方と内容

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する目的を持って当社株式を大量に取得するための株式買付けが行われる場合は、これに対する諾否は、基本的には個々の株主の判断に基づいて行われるべきものと考えております。従って、経営支配権の移動による企業活動の活性化の意義または効果につきましても、何ら否定する立場にはありません。

しかしながら、もっぱら高値での売り抜け等不当な目的を持った買収者により会社買収が行われるような場合には、株主を始めとする各ステークホルダーの利益を守るため、企業価値の毀損の防止を図ることが当社取締役会の責務であると認識しております。このため、株式の大量取得を目的とする買付けまたは買収提案に際しては、買付者の事業計画の内容のほか、過去の投資行動等も考慮のうえ、その買付けまたは買収提案が当社の企業価値および株主共同の利益に与える影響を十分検討し、取締役会としての判断結果を株主に開示する必要があるものと考えております。

また、当社は当社株式の大量買付け等による具体的な脅威に備えての取組み（いわゆる「買収防衛策」）を予め定めることは行っておりません。ただし、株主から負託を受けた取締役会の責務において、当社株式の売買取引や株主異動の状況を注視し、株式の大量取得を企図する者が現れた場合には、社外専門家を交えて当該買収者の買収提案および事業計画等の評価を行い、その買収提案または買付行為が当社の企業価値ならびに株主共同の利益に反すると判断したときは、対抗措置の要否ならびにその具体的な内容を決定し、これを実施することがあります。

② 取組みの具体的な内容

（い）会社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社では、上記基本方針の実現ならびに株主共同の利益に資するために次のような取組みを行っております。

イ. 中期経営計画の推進による企業価値の向上

- a 世界主要市場における販売力の強化
- b 最先端基板から汎用基板用途までの製品ラインナップの充実・強化
- c 環境負荷低減によるビジネスチャンスの拡大
- d 金属と樹脂の接合技術の磨き上げによる新事業分野の開拓等
- e 連結ROEは、10%をベースに持続的改善を図る

ロ. 株主への積極的な利益還元、持続的成長のための中長期投資

- a 連結配当性向30%を中期的目標として利益を積極的に株主還元
- b 売上高の約10%以上を研究開発費に先行投資
- c 世界各市場の需要に即応し、世界同一品質を実現する生産設備投資等

- (ii) 基本方針に照らして不適切な者によって会社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、株式の大量取得を企図する者に対しては、大量取得行為の是非を株主の皆様が適切に判断するための必要かつ十分な情報の提供を求め、併せて当社取締役会の意見等を開示し、株主の皆様の検討のための時間の確保に努めるなど、金融商品取引法、会社法その他関係法令の許容する範囲内において、適切な措置を講じてまいります。

③ 前号の取組みに関する取締役会の判断およびその理由

前号の各取組みにつきましては、当社の企業価値および株主共同の利益を持続的に向上させるために実施しているものでありますので、当社取締役会として、いずれも次の各要件に該当するものと判断しております。

- (i) 第1号の基本方針に沿うものであること。
- (ii) 株主共同の利益を損なうものではないこと。
- (iii) 当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

① 剰余金の配当等の決定方針

当社は、剰余金の配分につきましては、長期的な企業価値拡大のための事業活動への再投資と株主を始めとする各ステークホルダーに対する利益還元との均衡を基本に、当該期および今後の業績等を勘案のうえ実施する方針であります。事業活動への再投資としては、競争力の強化・維持のための研究開発投資、生産設備投資、国際戦略投資を中心に据えつつ、継続的な事業活動を支える安定した財務体質確立のための内部留保も図ってまいります。また、配当金につきましては、安定配当の考え方を維持しつつ期間利益の反映を図る所存であります。

② 当期の剰余金処分

繰越利益剰余金4,795,731,124円の処分につきましては、上記の基本方針に基づくとともに、株主各位の日頃のご支援にお応えするため、2025年2月14日開催の取締役会決議により、1株当たり期末配当金は25円とし、既に実施済みの中間配当金20円を合わせ年間配当金1株当たり45円とさせていただきます。期末配当金の総額は472,229,525円であります。また、残額の4,323,501,599円を次期繰越利益とさせていただきます。

連結貸借対照表

(2024年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	19,659,058	流 動 負 債	4,458,376
現 金 及 び 預 金	11,476,446	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	984,031
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	5,826,419	電 子 記 録 債 務	894,293
電 子 記 録 債 権	376,347	未 払 金	558,309
商 品 及 び 製 品	756,456	未 払 費 用	198,645
仕 掛 品	182,416	未 払 法 人 税 等	952,302
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	858,543	賞 与 引 当 金	421,520
そ の 他	188,364	役 員 賞 与 引 当 金	50,827
貸 倒 引 当 金	△5,936	設 備 関 係 未 払 金	95,985
		そ の 他	302,461
固 定 資 産	13,380,114	固 定 負 債	1,683,521
有 形 固 定 資 産	9,853,747	繰 延 税 金 負 債	1,490,783
建 物 及 び 構 築 物	4,343,313	退 職 給 付 に 係 る 負 債	7,131
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	1,153,635	株 式 報 酬 引 当 金	126,951
工 具、器 具 及 び 備 品	461,971	そ の 他	58,654
土 地	3,691,281	負 債 合 計	6,141,898
使 用 権 資 産	70,342	純 資 産 の 部	
建 設 仮 勘 定	133,204	株 主 資 本	23,267,790
無 形 固 定 資 産	150,468	資 本 金	594,142
投 資 そ の 他 の 資 産	3,375,898	資 本 剰 余 金	541,273
投 資 有 価 証 券	1,627,553	利 益 剰 余 金	24,163,977
退 職 給 付 に 係 る 資 産	1,424,782	自 己 株 式	△2,031,602
繰 延 税 金 資 産	1,711	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	3,629,483
そ の 他	321,850	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	496,822
資 産 合 計	33,039,172	為 替 換 算 調 整 勘 定	2,799,596
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	333,064
		純 資 産 合 計	26,897,274
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	33,039,172

連結損益計算書

(2024年1月1日から
2024年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金	額
売上高	18,234,377		
売上原価	7,132,647		
売上総利益	11,101,729		
販売費及び一般管理費	6,539,261		
営業利益	4,562,467		
営業外収益			
受取利息	56,551		
受取配当金	15,259		
試作品等売却収入	6,591		
投資事業組合運用益	11,572		
為替差益	7,963		
その他	24,740		122,676
営業外費用			
支払利息	1,179		
その他	1,214		2,393
経常利益	4,682,750		
特別利益			
固定資産売却益	7,021		7,021
特別損失			
固定資産売却損	301		
固定資産除却損	19,535		19,837
税金等調整前当期純利益	4,669,934		
法人税、住民税及び事業税	1,680,554		
法人税等調整額	697,763		2,378,318
当期純利益	2,291,615		
親会社株主に帰属する当期純利益	2,291,615		

連結株主資本等変動計算書

(2024年 1 月 1 日から)
(2024年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	594,142	541,273	22,722,374	△2,031,602	21,826,187
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	－	－	△850,013	－	△850,013
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	－	－	2,291,615	－	2,291,615
自 己 株 式 の 取 得	－	－	－	－	－
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額(純額)	－	－	－	－	－
当 期 変 動 額 合 計	－	－	1,441,602	－	1,441,602
当 期 末 残 高	594,142	541,273	24,163,977	△2,031,602	23,267,790

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調 整 累 計 額	その他の包括利益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	658,010	2,033,161	260,048	2,951,220	24,777,408
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	－	－	－	－	△850,013
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	－	－	－	－	2,291,615
自 己 株 式 の 取 得	－	－	－	－	－
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額(純額)	△161,187	766,434	73,015	678,263	678,263
当 期 変 動 額 合 計	△161,187	766,434	73,015	678,263	2,119,865
当 期 末 残 高	496,822	2,799,596	333,064	3,629,483	26,897,274

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数および名称

- ・ 連結子会社の数 7社
- ・ 連結子会社の名称 MEC TAIWAN COMPANY LTD.
MEC (HONG KONG) LTD.
MEC FINE CHEMICAL (ZHUHAI) LTD.
MEC CHINA SPECIALTY PRODUCTS (SUZHOU) CO.,LTD.
MEC EUROPE NV.
MEC SPECIALTY CHEMICAL (THAILAND) CO., LTD.
MEC INDIA SPECIALTY CHEMICALS PRIVATE LTD.

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、MEC INDIA SPECIALTY CHEMICALS PRIVATE LTD.の決算日は、3月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

なお、その他の連結子会社の事業年度の末日は連結決算日と一致しております。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準および評価方法

イ. 有価証券の評価基準および評価方法

満期保有目的の債券 …… 償却原価法（定額法）

その他有価証券

- ・ 市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

- ・ 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

なお、投資事業組合への出資については、組合の直近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

ロ. デリバティブ …………… 時価法

ハ. 棚卸資産の評価基準および評価方法

- ・ 商品、製品（薬品）、仕掛品、原材料、貯蔵品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

- ・ 製品(機械) …………… 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- イ. 有形固定資産 …………… 定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 …………… 7年～50年

機械装置及び運搬具 …………… 4年～10年

工具、器具及び備品 …………… 3年～10年

- ロ. 無形固定資産 …………… 定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

- イ. 貸倒引当金 …………… 売上債権等の貸倒れの損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

- ロ. 賞与引当金 …………… 従業員および取締役でない執行役員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

- ハ. 役員賞与引当金 …………… 当社の取締役に対する賞与の支給に充てるため、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

- 二. 株式報酬引当金 …………… 株式交付規程に基づく当社取締役および執行役員への当社株式等の交付に備えるため、当連結会計年度末における株式等の交付見込額に基づき計上しております。

④ 収益および費用の計上基準

当社グループは、主に電子基板・電子部品用薬品および電子基板用機械、電子基板用資材における商品および製品の販売をおもな事業としております。

製品（薬品）・商品（資材）の販売については、契約の定めに基づき顧客に製品を引渡した時点やインコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時点において、顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、当該履行義務の充足時点で収益を認識しております。ただし、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、製品等の国内取引において、出荷時から当該製品等の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

製品（機械）の販売については、顧客の検収時に収益を認識しております。

なお、商品（資材）の販売のうち、当社グループが代理人に該当すると判断したものについては、顧客から受け取る対価の総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

また、取引の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しているため、重大な金融要素は含んでおりません。

⑤ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

イ. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定率法により、発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

ロ. 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産および負債は、連結子会社の決算日の直物為替相場により換算し、収益および費用は期中平均相場により換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 重要な会計上の見積りに関する注記
該当事項はありません。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産	
建物及び構築物	99,685千円
土地	34,638千円
計	134,323千円
上記担保提供資産に対応する債務はありません。	
(2) 有形固定資産の減価償却累計額	7,988,255千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類および総数	
普通株式	20,071,093株
(2) 配当金に関する事項	
① 配当金支払額	

決 議	株 式 の 種 類	配 当 金 の 総 額 (千円)	配 当 の 資 原	1 株 当 たり 配 当 額 (円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2024 年 2 月 14 日 取 締 役 会	普 通 株 式	472,229	利益剰余金	25	2023年12月31日	2024年2月28日
2024 年 8 月 8 日 取 締 役 会	普 通 株 式	377,783	利益剰余金	20	2024年6月30日	2024年9月3日

- (注) 1. 2024年2月14日取締役会の決議による配当金の総額には、「取締役向け株式交付信託口」および「執行役員向け株式交付信託口」が所有する当社株式に対する配当4,108千円が含まれております。
2. 2024年8月8日取締役会の決議による配当金の総額には、「取締役向け株式交付信託口」および「執行役員向け株式交付信託口」が所有する当社株式に対する配当3,286千円が含まれております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌連結会計年度になるもの

決 議	株 式 の 種 類	配 当 金 の 総 額 (千円)	配 当 の 資 原	1 株 当 たり 配 当 額 (円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2025 年 2 月 14 日 取 締 役 会	普 通 株 式	472,229	利益剰余金	25	2024年12月31日	2025年3月4日

- (注) 2025年2月14日取締役会の決議による配当金の総額には、「取締役向け株式交付信託口」および「執行役員向け株式交付信託口」が所有する当社株式に対する配当4,108千円が含まれております。

6. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、短期的な預金等に限定し、資金調達については、銀行等金融機関から借入れる方針であります。デリバティブ取引は、外貨建金銭債権債務の残高の範囲内で将来の為替レートの変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行っており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形や買掛金、電子記録債務、未払金、未払法人税等、未払費用及び営業外債務である設備関係未払金は、そのほとんどが4ヶ月以内の支払期日であります。一部外貨建てのものについては、為替リスクに晒されておりますが、そのほとんどは2ヶ月以内の支払期日であります。

営業債務や営業外債務及び借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次単位での資金計画を作成する等の方法により当該リスクを管理しております。

デリバティブ取引は、外貨建金銭債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当社グループは与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理および残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を每期把握する体制としております。

デリバティブ取引の利用にあたっては、当社経理財務本部で行っており、取引結果については取引の都度担当役員に報告しております。また、デリバティブ取引の利用にあたっては、いずれも信用度の高い国内の銀行であり、相手方の債務不履行によるリスクはほとんどないと認識しております。

②市場のリスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引については、運用ガイドラインに従い管理を行っており、半年ごとに取締役会にて報告しております。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当社グループでは各社が月次単位での資金計画を作成・更新する等の方法により、当該リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年12月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
投資有価証券			
満期保有目的の債券	200,000	192,360	△7,640
その他有価証券（※2）	1,073,942	1,073,942	－
資産計	1,273,942	1,266,302	△7,640

（※1）「現金及び預金」「受取手形及び売掛金」「電子記録債権」「支払手形及び買掛金」「電子記録債務」「未払金」「未払法人税等」「未払費用」「設備関係未払金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（※2）市場価格のない株式等については、「投資有価証券 その他有価証券」には含まれておりません。

当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

（単位：千円）

区分	連結会計年度
非上場株式	－
投資事業組合への出資	353,610

投資事業組合への出資は「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日）第24-16項に従い、時価開示の対象とはしておりません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区 分	時 価 (千円)			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合 計
投資有価証券 其他有価証券 株式	1,073,942	—	—	1,073,942
資産計	1,073,942	—	—	1,073,942

(2) 時価で連結貸借対照表に計上額している金融商品以外の金融商品

区 分	時 価(千円)			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合 計
投資有価証券 満期保有目的の債券 国債・地方債等 その他	—	192,360	—	192,360
資産計	—	192,360	—	192,360

(注) 時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル 1 の時価に分類しております。一方で、当社が保有している債券は、市場での取引頻度が低く活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル 2 の時価に分類しております。

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	128,015千円
未払事業税	47,604千円
社会保険料	19,569千円
棚卸資産評価損	12,766千円
棚卸資産未実現利益	257,111千円
未払役員退職慰労金	4,379千円
税務上の繰越欠損金（注）	136,197千円
株式報酬引当金	30,890千円
減損損失	176,806千円
その他	16,852千円
小計	830,193千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△136,197千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△176,986千円
繰延税金資産合計	517,009千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△218,853千円
海外子会社留保利益	△616,095千円
退職給付に係る資産	△430,423千円
外国子会社合算課税	△706,102千円
その他	△34,606千円
繰延税金負債合計	△2,006,081千円
繰延税金負債の純額	△1,489,071千円

繰延税金負債の純額△1,489,071千円は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

固定資産	—	繰延税金資産	1,711千円
固定負債	—	繰延税金負債	△1,490,783千円

(注) 税務上の繰越欠損金およびその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	117,867	15,610	—	2,719	—	—	136,197千円
評価性引当額	△117,867	△15,610	—	△2,719	—	—	△136,197 //
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) MEC (HONG KONG) LTD.は2024年10月22日開催の取締役会にて解散及び清算の決定をしているため税務上の繰越欠損金及び評価性引当額は「1年以内」で表示しています。

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当連結会計年度 (2024年12月31日)
法定実効税率	30.6%
(調整)	
交際費等永久差異	0.6%
住民税均等割	0.1%
試験研究費等税額控除	△2.9%
外国源泉税	1.9%
海外子会社所得留保課税	0.1%
評価性引当額の増減	△0.3%
海外子会社留保利益	2.5%
海外税率差異	△2.2%
外国子会社合算課税	15.1%
海外子会社源泉税損金不算入	5.0%
その他	0.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	50.9%

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

(単位：千円)

	報告セグメント						合計
	日本	台湾	香港(注)	中国	タイ	欧州	
薬品	6,609,059	3,325,167	2,305,688	3,594,012	810,009	834,230	17,478,167
機械	570,254	1,061	—	1,956	554	5,693	579,521
資材	19,917	10	—	—	—	149,248	169,176
その他	7,071	—	—	—	—	440	7,512
顧客との契約から生じる収益	7,206,303	3,326,239	2,305,688	3,595,968	810,564	989,612	18,234,377
外部顧客への売上高	7,206,303	3,326,239	2,305,688	3,595,968	810,564	989,612	18,234,377

(注) 当社がMEC (HONG KONG) LTD.からMEC FINE CHEMICAL (ZHUHAI) LTD.の全株式を取得した後も管理区分上は香港と同一のため香港セグメントに含めております。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 (3) 会計方針に関する事項 ④収益および費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約負債は主に、製品の引渡前に顧客から受け取った対価であり、連結貸借対照表上、流動負債のその他に含まれております。

当連結会計年度における契約負債の内訳は以下のとおりです。

契約負債（期首残高） 9,080千円

契約負債（期末残高） 36,316千円

なお、当連結会計年度において契約資産の発生はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、記載を省略しております。

9. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付企業年金法による規約型確定給付企業年金制度（キャッシュバランスプラン）および確定拠出型年金制度を設けております。

一部の連結子会社は確定拠出型および確定給付型の制度を設けております。この確定給付型の制度については、簡便法により退職給付に係る負債および退職給付費用を計算しております。

(2) 確定給付制度

① 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表（③に掲げられた簡便法を適用した制度を除く）

退職給付債務の期首残高	993,961千円
勤務費用	82,317千円
利息費用	15,903千円
数理計算上の差異の発生額	8,894千円
退職給付の支払額	△80,775千円
退職給付債務の期末残高	1,020,301千円

② 年金資産の期首残高と期末残高の調整表（③に掲げられた簡便法を適用した制度を除く）

年金資産の期首残高	2,153,293千円
期待運用収益	15,073千円
数理計算上の差異の発生額	191,242千円
事業主からの拠出	116,105千円
退職給付の支払額	△80,775千円
年金資産の期末残高	2,394,939千円

③ 簡便法を採用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

退職給付に係る負債の期首残高	△29,703千円
退職給付費用	△9,660千円
退職給付の支払額	△1,736千円
その他	△1,912千円
退職給付に係る負債の期末残高	△43,012千円

- ④ 退職給付債務および年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債および退職給付に係る資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	1,055,811千円
年金資産	△2,480,594千円
	△1,424,782千円
非積立型制度の退職給付債務	7,131千円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△1,417,651千円

退職給付に係る負債	7,131千円
退職給付に係る資産	△1,424,782千円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△1,417,651千円

- ⑤ 退職給付費用およびその内訳項目の金額

勤務費用	82,317千円
利息費用	15,903千円
期待運用損益	△15,073千円
数理計算上の差異の費用処理額	△77,168千円
簡便法で計算した退職給付費用	△9,660千円
確定給付制度に係る退職給付費用	△3,681千円

- ⑥ 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

数理計算上の差異	△105,179千円
合 計	△105,179千円

- ⑦ 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

未認識数理計算上の差異	△479,782千円
合 計	△479,782千円

⑧ 年金資産に関する事項

・年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	33%
株式	40%
一般勘定	21%
その他	6%
合 計	100%

・長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在および予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在および将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑨ 数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しております）

割引率	2.0%
長期期待運用収益率	0.7%

(3) 確定拠出制度

当社および連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は151,448千円であります。

10. 1 株当たり情報に関する注記

(1) 1 株当たり純資産額	1,436円45銭
(2) 1 株当たり当期純利益	122円38銭

11. 重要な後発事象

該当事項はありません。

貸借対照表

(2024年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	11,878,619	流動負債	5,547,989
現金及び預金	7,597,655	支払手形	45,121
受取手形	29,529	電子記録債権	894,293
電子記録債権	376,347	買掛金	419,872
売掛金	2,920,770	未払金	2,526,251
商品及び製品	227,889	未払費用	165,835
原材料及び貯蔵品	563,421	未払法人税等	834,137
前払費用	14,417	預り金	93,639
未収入金	48,468	賞与引当金	418,626
その他の他	100,118	役員賞与引当金	50,827
固定資産	13,849,776	設備関係支払手形	7,425
有形固定資産	7,029,095	設備関係電子記録債権	32,448
建物	3,260,821	設備関係未払金	56,107
構築物	160,647	その他の他	3,403
機械及び装置	475,796	固定負債	420,480
車両運搬具	17,973	繰延税金負債	268,998
工具、器具及び備品	219,086	資産除去債務	587
土地	2,821,838	株式報酬引当金	126,951
建設仮勘定	72,934	その他の他	23,942
無形固定資産	116,389	負債合計	5,968,470
借地権	29,380	純資産の部	
ソフトウェア	85,272	株主資本	19,263,102
その他の他	1,737	資本金	594,142
投資その他の資産	6,704,290	資本剰余金	541,273
投資有価証券	1,627,553	資本準備金	446,358
関係会社株式	3,263,562	その他の資本剰余金	94,914
出資金	5	利益剰余金	20,159,288
関係会社長期貸付金	641,700	利益準備金	63,557
長期前払費用	261,716	その他利益剰余金	20,095,731
前払年金費用	894,856	別途積立金	15,300,000
その他の他	14,896	繰越利益剰余金	4,795,731
資産合計	25,728,395	自己株式	△2,031,602
		評価・換算差額等	496,822
		その他有価証券評価差額金	496,822
		純資産合計	19,759,925
		負債及び純資産合計	25,728,395

損 益 計 算 書
(2024年 1 月 1 日から)
(2024年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	12,263,855
売上原価	4,439,366
売上総利益	7,824,488
販売費及び一般管理費	4,346,998
営業利益	3,477,490
営業外収益	
受取利息及び配当金	1,059,044
試作品等売却収入	6,591
為替差益	16,533
その他	21,288
営業外費用	
その他	42
経常利益	4,580,906
特別利益	
固定資産売却益	510
特別損失	
固定資産除却損	1,544
税引前当期純利益	4,579,872
法人税、住民税及び事業税	1,115,718
法人税等調整額	△33,704
当期純利益	3,497,858

株主資本等変動計算書

(2024年 1 月 1 日から)
(2024年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 計
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計		そ の 他 利 益 剰 余 金	繰 越 利 益 剰 余 金	
					利益準備金	別途積立金		
当 期 首 残 高	594,142	446,358	94,914	541,273	63,557	14,300,000	3,147,885	17,511,443
当 期 変 動 額								
別途積立金の積立	－	－	－	－	－	1,000,000	△1,000,000	－
剰 余 金 の 配 当	－	－	－	－	－	－	△850,013	△850,013
当 期 純 利 益	－	－	－	－	－	－	3,497,858	3,497,858
自己株式の取得	－	－	－	－	－	－	－	－
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	－	－	－	－	－	－	－	－
当 期 変 動 額 合 計	－	－	－	－	－	1,000,000	1,647,845	2,647,845
当 期 末 残 高	594,142	446,358	94,914	541,273	63,557	15,300,000	4,795,731	20,159,288

	株 主 資 本		評価・換算差額等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△2,031,602	16,615,257	658,010	658,010	17,273,267
当 期 変 動 額					
別途積立金の積立	－	－	－	－	－
剰 余 金 の 配 当	－	△850,013	－	－	△850,013
当 期 純 利 益	－	3,497,858	－	－	3,497,858
自己株式の取得	－	－	－	－	－
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	－	－	△161,187	△161,187	△161,187
当 期 変 動 額 合 計	－	2,647,845	△161,187	△161,187	2,486,657
当 期 末 残 高	△2,031,602	19,263,102	496,822	496,822	19,759,925

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準および評価方法

① 有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式 …………… 移動平均法による原価法

満期保有目的の債券 ……… 償却原価法（定額法）

その他有価証券

- ・ 市場価格のない株式等以外のもの

事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

- ・ 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

なお、投資事業組合への出資については、組合の直近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② 棚卸資産の評価基準および評価方法

- ・ 商品、製品（薬品）、原材料、貯蔵品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

- ・ 製品（機械） ……………

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 ……………

定額法を採用しております。

建物 …………… 15年～50年

構築物 …………… 7年～45年

機械及び装置 …………… 4年～10年

車両運搬具 …………… 4年～6年

工具、器具及び備品 ……… 4年～6年

② 無形固定資産 ……………

定額法を採用しております。

但し、ソフトウェアについては、社内利用可能期間5年で償却しております。

③ 長期前払費用 ……………

均等償却しております。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 …………… 売上債権等の貸倒れの損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 …………… 従業員および取締役でない執行役員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。
- ③ 役員賞与引当金 …………… 取締役に対する賞与の支給に充てるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。
- ④ 株式報酬引当金 …………… 株式交付規程に基づく取締役および執行役員への当社株式等の交付に備えるため、当事業年度末における株式等の交付見込額に基づき計上しております。

(4) 収益および費用の計上基準

当社は、主に電子基板・電子部品用薬品および電子基板用機械、電子基板用資材における商品および製品の販売をおもな事業としております。

製品（薬品）・商品（資材）の販売については、契約の定めに基づき顧客に製品を引渡した時点やインコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時点において、顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、当該履行義務の充足時点で収益を認識しております。ただし、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、製品等の国内取引において、出荷時から当該製品等の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

製品（機械）の販売については、顧客の検収時に収益を認識しております。

なお、商品（資材）の販売のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、顧客から受け取る対価の総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

また、取引の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しているため、重大な金融要素は含んでおりません。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- ① ヘッジ会計の処理 …………… 振当処理の要件を満たしている為替予約について、振当処理によっております。
- ② 退職給付の会計処理 …………… 退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法が連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 重要な会計上の見積りに関する注記

該当事項はありません。

4. 貸借対照表に関する注記

- | | |
|--------------------------------------|-------------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 5,524,315千円 |
| (2) 関係会社に対する金銭債権および金銭債務（区分表示したものを除く） | |
| 短期金銭債権 | 797,266千円 |
| 短期金銭債務 | 2,176,631千円 |
| (3) 国庫補助金による圧縮記帳額は次のとおりであります。 | |
| 建物 | 1,776千円 |
| 機械及び装置 | 14,150千円 |

5. 損益計算書に関する注記

- | | |
|---------------|-------------|
| (1) 関係会社との取引高 | |
| 売上高 | 5,057,552千円 |
| 営業費用 | 133,999千円 |
| 営業取引以外の取引高 | 3,248,183千円 |
| (2) 研究開発費の総額 | 1,333,997千円 |

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類および株式数

普通株式	1,346,241株
------	------------

(注) 取締役向け株式報酬制度および執行役員向け株式報酬制度の信託財産として、164,329

株を株式会社日本カストディ銀行（信託口）へ拠出しており、計算書類上、自己株式として処理しております。

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

賞与引当金	128,015千円
棚卸資産評価損	11,290千円
未払事業税	47,604千円
社会保険料	19,569千円
未払役員退職慰労金	4,379千円
減損損失	176,806千円
関係会社株式	126,325千円
株式報酬引当金	30,890千円
減価償却超過額	12,689千円
その他	3,899千円
小計	561,470千円
評価性引当額	△303,311千円
合計	258,158千円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△218,853千円
前払年金費用	△273,647千円
その他	△34,655千円
合計	△527,156千円
繰延税金負債の純額	△268,998千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
(調整)	
交際費等永久差異	0.5%
海外子会社受取配当金	△6.5%
住民税均等割	0.1%
試験研究費等税額控除	△3.0%
外国源泉税	1.9%
その他	0.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	23.6%

8. 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	MEC TAIWAN COMPANY LTD.	所有 直接 100.0	当社電子基板用薬品の製造販売	電子基板用の薬品・原料の販売 (注1)	2,051,929	売掛金	388,501
子会社	MEC CHINA SPECIALTY PRODUCTS (SUZHOU) CO.,LTD.	所有 直接 100.0	当社電子基板用薬品の製造販売	電子基板用の薬品・原料の販売 (注1、注2)	1,742,103	売掛金	117,122
子会社	MEC SPECIALTY CHEMICAL (THAILAND) CO.,LTD.	所有 直接 100.0 (注3)	当社電子基板用薬品の製造販売	電子基板用の薬品・原料の販売 (注1・注4) 資金の貸付 利息の受取 (注5)	292,870 697,500 18,133	売掛金 長期貸付金 一年内貸付金 未収収益	72,233 641,700 55,800 3,797
子会社	MEC (HONG KONG)LTD.	所有 直接 100.0	当社電子基板用薬品の販売	関係会社株式の取得 (注6)	2,205,999	未払金	2,098,110

取引条件および取引条件の決定方針等

- (注1) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、必要に応じ価格交渉の上で決定しております。
- (注2) MEC CHINA SPECIALTY PRODUCTS (SUZHOU) CO.,LTD.への薬品の販売の一部については、形式的には当社と第三者との取引であるものの、実質的には第三者を経由した当社とMEC CHINA SPECIALTY PRODUCTS (SUZHOU) CO.,LTD.との取引による金額であります。
- (注3) MEC TAIWAN COMPANY LTD.が0.009%を出資しております。
- (注4) MEC SPECIALTY CHEMICAL (THAILAND) CO.,LTD.への薬品の販売の一部については、形式的には当社と第三者との取引であるものの、実質的には第三者を経由した当社とMEC SPECIALTY CHEMICAL (THAILAND) CO.,LTD.との取引による金額であります。
- (注5) 資金の貸付利率については、市場金利を勘案して決定しております。
- (注6) MEC FINE CHEMICAL (ZHUHAI) LTD.の全株式及びMEC SPECIALTY CHEMICAL (THAILAND) CO.,LTD.の株式1株の取得にかかる取引であり、第三者機関による財務資産評価に基づく金額であります。

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 8. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

10. 1 株当たり情報に関する注記

(1) 1 株当たり純資産額	1,055円28銭
(2) 1 株当たり当期純利益	186円80銭

11. 重要な後発事象

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年2月14日

メック株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
神戸事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 藤 川 賢
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 池 田 哲 也

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、メック株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、メック株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2025年2月14日

メック株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
神戸事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 藤 川 賢
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 池 田 哲 也

監査意見
当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、メック株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第56期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年1月1日から2024年12月31日までの第56期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。監査の方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役、内部監査室その他の使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた「監査等基準」に準拠し、監査の方針、監査計画及び職務の分担等に従い、内部監査室と連携のうえ、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会、事業戦略会議その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等から職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及びすべての事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。代表取締役社長・経営幹部と監査等委員を含めた社外取締役との意見交換会を年2回持ち、内部監査室とは計16回の会合を持ちました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けるとともに、現地監査を実施し、重要書類を閲覧し、その業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、専門性に裏付けられた適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人から事前に監査計画の説明を受け、また職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。会計監査人とは6回の会合を持ちました。子会社の会計監査人とも現地にて意見及び情報の交換の場を持ちました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人「有限責任監査法人トーマツ」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人「有限責任監査法人トーマツ」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年2月20日

メック株式会社 監査等委員会

監査等委員 高 尾 光 俊 ㊞

監査等委員 橋 本 薫 ㊞

監査等委員 宮 下 英 二 ㊞

(注) 監査等委員3名は、全員、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する
社外取締役であります。

以 上

定時株主総会会場ご案内図

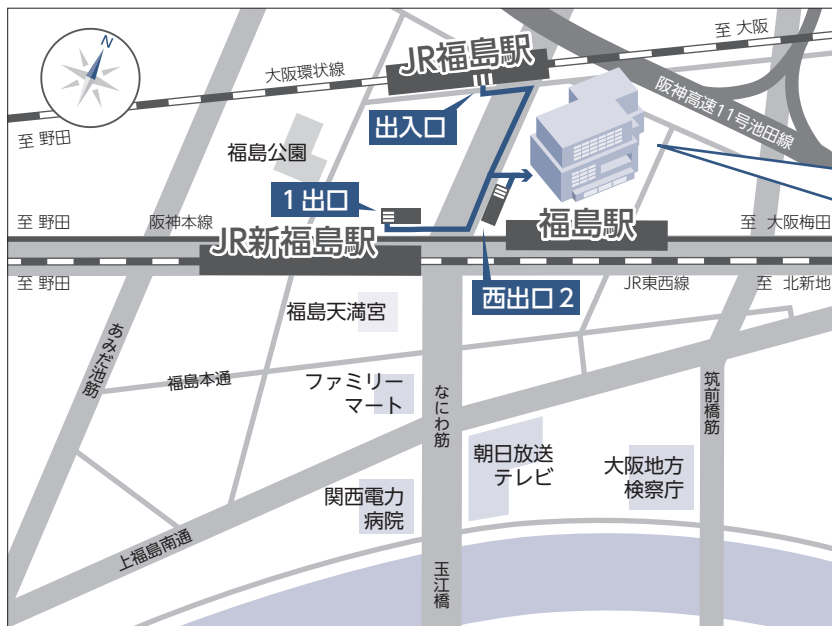
会場

ホテル阪神大阪 10階 ザ・ボールルーム

大阪府大阪市福島区福島5丁目6番16号

※本総会専用の駐車場の用意がございませんので、公共交通機関でのご来場をお願いいたします。

※昨年と会場を変更しておりますので、お間違えのないようお越しください。



株主総会会場
ホテル阪神大阪

交通

- 阪神電車「福島駅」西出口2 下車すぐ
- JR東西線「新福島駅」1出口 徒歩約2分
- JR大阪環状線「福島駅」下車すぐ

メック株式会社

<https://www.mec-co.com/>



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。



ミックス
紙 | 責任ある森林
管理を支えています
FSC® C022915

